

## 業務における部分引渡しに係る契約事務の取扱いについて

令和6年4月11日 管理者決裁

### 1 業務施行伺に添付する様式について

部分引渡しを伴う業務については、部分引渡しに関する調書（別紙1）を作成し、業務施行伺に添付するものとする。

### 2 契約書

契約書には、契約項目の最終項目に次のとおり記載し、別紙2及び「部分引渡し特約条項」（業務用）を契約約款に追加、添付するものとする。

「当該業務における部分引渡しに係る指定部分及びその他の部分に係る委託料、履行期間、前払金額については、別紙のとおりとする。」

### 3 契約金額（委託料）の算定（按分）方法について

以下の式により部分引渡し指定部分及びその他の部分に係る委託料を決定する。

- ・ 指定部分に係る委託料

$$= \left( \text{入札書記載金額} \times \frac{\text{指定部分の業務価格}}{\text{業務全体の業務価格}} \right) \times 110/100$$

※（ ）内、千円未満四捨五入

- ・ その他の部分に係る委託料

$$= \text{業務全体の委託料} - \text{指定部分に係る委託料}$$

### 4 前金払について

(1) 以下の式により部分引渡し指定部分及びその他の部分に係る前払金額をそれぞれ決定する。

- ・ 指定部分に係る前払金額

$$= \left( \text{業務全体の前払金額} \times \frac{\text{指定部分の委託料}}{\text{業務全体の委託料}} \right)$$

・その他の部分に係る前払金額

= 業務全体の前払金額 - 指定部分に係る前払金額

※ ( ) 内、十万円未満四捨五入

(2) 前払金の支払いについて、指定部分に係る業務が札幌市水道局工事施行規程（平成4年水道局規程第10号）第28条第1号に規定する検査（同第51条による読み替え後の完了検査）に合格した後に請求が行われた場合においては、業務全体の前払金額から指定部分に係る前払金額を差し引いた額（その他の部分に係る前払金額）を支払うものとする。

#### 附 則

- 1 この取扱いは、令和6年4月19日から施行する。
- 2 この取扱いは、この施行日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

別紙1 (部分引渡しに関する調書)

業 務 名		履 行 期 間	着 手 契 約 書 に 定 め る 日	
			完 了	年 月 日
指 定 部 分		指 定 部 分 に 係 る 完 了 期 限	完 了	年 月 日
	業 務 全 体	部 分 完 了 部 分 (指 定 部 分)	そ の 他 の 部 分	
設 計 金 額	円	円	円	
業 務 価 格	円	円	円	
消 費 税 等 相 当 額	円	円	円	

別紙 2

1 指定部分

- (1) 委託料金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- (2) 履行期間着手 年 月 日  
完了 年 月 日
- (3) 前払金額金 円
- (4) 指定部分

2 その他の部分

- (1) 委託料金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- (2) 履行期間着手 年 月 日  
完了 年 月 日
- (3) 前払金額金 円

## 「部分引渡し特約条項（業務用）」

### （この契約の特則）

第○条 指定部分に係る業務が第○条の規定による読替え後の第○条第○項の検査に合格している場合においては、第○条第○項中「委託料の10分の3以内の前払金」とあるのは「委託者が定める契約書別紙記載のその他の部分に係る前払金」と、同条第○項及び第○項中「委託料」とあるのは「委託者が定める契約書別紙記載のその他の部分に係る委託料」と読み替えてこれらの規定を適用する。